

一般社団法人神奈川大学宮陵会地域組織の設置等に関する取扱規程
第7条第2項に関する取扱要領

1. 一般社団法人神奈川大学宮陵会（以下「本会」という。）が認める地域組織が次に掲げる各号の一に該当するときは、設置承認を取り消すことができる。
 - (1) 正当な理由なく、地域組織の総会を3年以上開催しないとき。
 - (2) 正当な理由なく、地域組織の代表者を3年以上決定しないとき。
 - (3) 地域組織の活動等により、本会の名誉を著しく汚損したとき。
 - (4) 地域組織の設置承認申請時の書類に重大な虚偽の記載があったとき。
 - (5) 故意又は重大な過失により、本会に損害を与えたとき。

2. 地域組織の設置承認を取り消す場合は、次に掲げる手続きを経るものとする。
 - (1) 本会が前1.に掲げる事項が発生したと認めた場合は、組織委員会（以下「委員会」という。）が事実関係を調査し、会長に報告する。
 - (2) 会長の指示により、委員会において審議し、その結果を会長に報告する。
 - (3) 会長は、委員会からの報告を受け、理事会に附議するか否かを判断する。

3. 上記の事項の改廃は、三役会議の決議を経て行う。

4. この要領は、平成29年4月1日から施行する。